



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通^{きよつう}言

発行月：2020年1月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第12号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討。ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2020年冬号 目次

| | |
|------------------------|----|
| ● ごあいさつ | p1 |
| ● 業務紹介 | p2 |
| ● 事務所の概要 | p3 |
| ● 判決に学ぶ | p4 |
| ● 知財紛争処理に関して検討される制度の概要 | p5 |
| ● カラー商標と白黒商標について | p6 |
| ● 海外の特許事情 | p7 |
| ● リツイートに関する諸問題 | |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」 | p8 |



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 最高裁令和元年8月27日判決(平成30年(ヒ)第69号)

第1. 初めに

本判決は、発明の進歩性の判断における「予測できない顕著な効果」の判断手法について判示した最高裁判決である。

第2. 事案の概要

本件は、被上告人が、ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤に係る特許（特許第3068858号。以下「本件特許」という。）につき、その特許権を共有する上告人らを被請求人として特許無効審判を請求したところ、同請求は成り立たない旨の審決（以下「本件審決」という。）を受けたため、同審決の取消しを求めた事案である。

1 本件特許

本件特許は、発明の名称を「アレルギー性眼疾患を処置するためのドキセピン誘導体を含有する局所的眼科用処方物」とするものであり、ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤として、公知のオキセピン誘導体である「11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6, 11-ジヒドロジベンズ[b, e]オキセピン-2-酢酸」（以下「本件化合物」という。）を、ヒト結膜肥満細胞安定化（ヒト結膜の肥満細胞からのヒスタミンの遊離抑制）の用途に適用する薬剤に関するものである。

本判決が前提とする平成28年2月の訂正後の本件特許の特許請求の範囲に記載の各発明（以下、これら発明を併せて「本件各発明」という。）は、以下のとおりである。

【請求項1】

ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための局所投与可能な、点眼剤として調製された眼科用ヒト結膜肥満細胞安定化剤であって、治療的有効量の11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6, 11-ジヒドロジベンズ[b, e]オキセピン-2-酢酸またはその薬学的に受容可能な塩を含有する、ヒト結膜肥満細胞安定化剤。

【請求項5】

ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための局所投与可能な、点眼剤として調製された眼科用ヒト結膜肥満細胞安定化剤であって、治療的有効量の11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6, 11-ジヒドロジベンズ[b, e]オキセピン-2-酢酸またはその薬学的に受容可能な塩を含有し、前記11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6, 11-ジヒドロジベンズ[b, e]オキセピン-2-酢酸が、(Z)-11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6, 11-ジヒドロジベンズ[b, e]オキセピン-2-酢酸であり、(E)-11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6, 11-ジヒドロジベンズ[b, e]オキセピン-2-酢酸を実質的に含まない、ヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出を66.7%以上阻害する、ヒト結膜肥満細胞安定化剤。

2 本判決前の経緯

本件は、本判決に至るまでに複雑な経緯を辿った事案であり、特許無効審判請求から本判決に至るまで、8年以上を要している。経緯の概略は以下のとおりである。

- ・平成23年2月 特許無効審判請求
- ・平成24年8月 訂正請求
- ・平成25年1月 前審決（引用発明1との相違点は引用例1及び引用例2から容易に想到することができたものではないとして進歩性を肯定し、無効審判の請求は成り立たないとした。）
- ・平成25年3月 前審決取消訴訟提起
- ・平成26年7月 前訴判決（引用発明1との相違点は引用例1及び引用例2から容易に想到することができたものとして進歩性を否定し、前審決を取り消した。）
- ・平成28年2月 訂正請求
- ・平成28年12月 本件審決（引用発明1との相違点は引用例1及び引用例2から容易に想到することができたもの又は設計事項に過ぎないとしつつ、当業者が予測し得ない格別顕著な効果を奏する点を理由として進歩性を肯定し、無効審判の請求は成り立たないとした。）
- ・平成29年1月 本件審決取消訴訟提起
- ・平成29年11月 原判決

3 原判決

原判決は、知財高裁において、要旨次のとおり判断し、本件審決を取り消したものである。

(1) 前訴判決によれば、引用例1及び引用例2に接した当業者は引用発明1に係る化合物をヒト結膜肥満細胞安定化剤の用途に適用することを容易に想到することができたものであるから、本件化合物がヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン遊離抑制作用を有すること自体は、当業者にとって予測し難い顕著なものということはできない。

(2) 本件特許の優先日における技術水準として、本件化合物のほかに、所定濃度の点眼液を点眼することにより70%ないし90%程度の高いヒスタミン遊離抑制率を示す他の化合物が複数存在すること（以下、これらの化合物を「本件他の各化合物」という。）の中には2.5倍から10倍程度の濃度範囲にわたって高いヒスタミン遊離抑制効果を維持する化合物も存在することが知られていたことなどの諸事情を考慮すると、本件明細書に記載された、本件各発明に係る本件化合物を含有するヒト結膜肥満細胞安定化剤のヒスタミン遊離抑制効果が、当業者にとって当時の技術水準を参考した上で予測することができた範囲を超える顕著なものであるということはできない。

第3. 判旨

本判決は、以下のように述べて、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻した。「……上記事実関係等によれば、本件他の各化合物は、本件化合物と同種の効果であるヒスタミン遊離抑制効果を有するものの、いずれも本件化合物とは構造の異なる化合物であって、引用発明1に係るものではなく、引用例2との関連もうかがわれない。そして、引用例1及び引用例2には、本件化合物がヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン遊離抑制作用を有するか否か及び同作用を有する場合にどの程度の効果を示すのかについての記載はない。このような事情の下では、本件化合物と同等の効果を有する本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということから直ちに、当業者が本件各発明の効果の程度を予測することができたということはできず、また、本件各発明の効果が化合物の医薬用途に係るものであることをも考慮すると、本件化合物と同等の効果を有する化合物ではあるが構造を異にする本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということのみをもって、本件各発明の効果の程度が、本件各発明の構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであることを否定することもできないというべきである。

しかるに、原審は、本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということ以外に考慮すべきとする諸事情の具体的な内容を明らかにしておらず、その他、本件他の各化合物の効果の程度をもって本件化合物の効果の程度を推認できるとする事情等は何ら認定していない。

そうすると、原審は、結局のところ、本件各発明の効果、取り分けその程度が、予測できない顕著なものであるかについて、優先日当時本件各発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかつたものか否か、当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から十分に検討することなく、本件化合物を本件各発明に係る用途に適用することを容易に想到することができたことを前提として、本件化合物と同等の効果を有する本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということのみから直ちに、本件各発明の効果が予測できない顕著なものであることを否定して本件審決を取り消したものとみるほんなく、このような原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。」

第4. 解説

1 本判決前の事情

特許出願に係る発明が進歩性を有するかを判断するにあたっては、当該特許出願に係る発明が、「予測できない顕著な効果」を有するものであるかが考慮されることがある。

この点、平成27年9月改訂特許・実用新案審査基準においても、進歩性

が肯定される方向に働く要素として、「引用発明と比較した有利な効果」が考慮されるべきことが示されている（第III部第2章第2節3.2.1）。

しかしながら、特許法29条2項において規定されているのは、当該発明が「容易に発明することができた」ものに該当するか否かのみであり、このような特許法の条文からは、「予測できない顕著な効果」を進歩性の判断において考慮する根拠は見出しづらい。すなわち、構成自体が容易に想到可能なものであれば、当該構成によっていかなる効果が生じたとしても、当該発明が「容易に発明することができた」ものに該当するという点において違ひはない解することが自然である。

そのため、このような「予測できない顕著な効果」を、進歩性の判断の中でのように位置付けるかについては多数の学説が存在しており、大別すると、「予測できない顕著な効果」について、発明の構成の容易想到性判断の中で考慮する従属要件説と、発明の構成の容易想到性とは別個の独立した判断要素とする独立要件説とが対立していた。

また、上記のように位置付けが確定していないこともあり、「予測できない顕著な効果」の有無に関する具体的な判断手法についても、明示的な判断を示した裁判例は見当たらず、確定しているとは言い難い状況にあった。

2 本判決について

上記の事情の基で、本判決は、「予測できない顕著な効果」の有無の判断手法につき、一定の判断を示した最高裁判決である。

すなわち、上記のように原判決においては、本件各発明の効果が予測できない顕著なものであるか否かの判断を、従来技術である「本件他の各化合物」の効果との比較によって行い、本件各発明の構成との関係で判断していかなかった。これに対し、本判決はこのようは判断手法を否定し、「予測できない顕著な効果」の有無を、あくまで本件各発明の構成を前提として、本件各発明の効果が、本件特許の優先日において、本件各発明の構成から当業者が予測する

ことができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から判断すべきものとしている。

また、このような「予測できない顕著な効果」の進歩性判断における位置付けについては、本判決は明示的に述べてはいない。しかしながら、上記のように前訴判決において、本件各発明が構成としては当業者が容易に想到可能なものであったことが確定しており、本判決は、これを前提としつつ、構成として容易想到性が認められても、さらに「予測できない顕著な効果」を理由に進歩性が認められるとしているものと解される点に鑑みれば、「予測できない顕著な効果」について、構成の容易想到性とは別個の独立した判断要素とする独立要件説と親和性が高いものと言える。

3 今後の留意事項

本判決は、「本件各発明の効果が化合物の医薬用途に係るものであることをも考慮すると」と述べている点に示されているとおり、一般に構成から効果が予測し難い医薬品の分野を前提とした判決であることから、それ以外の分野に、本判決の判示事項がそのまま妥当するかは必ずしも明らかではなく、本判決が示した判断手法の射程については、今後の議論の蓄積を待つ必要がある。

また、本判決が独立要件説を探ると解するすれば、発明が構成として容易に想到可能であったとして進歩性を否定する判決が確定した場合においても、当該判決の拘束力は、「予測できない顕著な効果」の主張には及ばないこととなると思われる。

したがって、特許権者側として審決取消訴訟に臨む場合には、前訴において、構成の面で容易に想到可能であったとして進歩性を否定する判断がなされていたとしても、「予測できない顕著な効果」について判断がなされない限り、後訴において、「予測できない顕著な効果」を根拠として進歩性が肯定されるという主張の可能性につき、検討する価値があるということとなる。

知財紛争処理に関して検討される制度の概要

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

令和元年の特許法等の一部を改正により、知財紛争時における侵害立証と損害賠償額の算定について見直しがなされた（光陽通信 2019年春号 vol.9 参照）。

現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（以下、委員会といふ。）においては、知財紛争処理における新たな制度が検討されている。

今回、委員会で今後検討され得るいくつかの制度について紹介する。

2. 委員会で今後検討され得る制度

（1）二段階訴訟制度

■現状

特許権侵害訴訟においては、一般的には、特許権侵害の差止請求（特許法第100条）と損害賠償請求（民法第709条）が併合して提起され、通常、両請求に共通する侵害論の審理が行われ、侵害との心証が得られた場合には、更に損害論の審理も尽くされた上で、両請求について同時に判決がされている。

したがって、早期に侵害の差止めを実現して更なる損害の発生を阻止することを最優先としたい場合であっても損害論の審理を待たなければいけない。現状でも差し止めの仮処分の制度が存在しているが、侵害が立証されない場合に特許権者側に損害賠償請求されるリスクがある。

■制度概要

まず、侵害論について判決を確定させ、侵害との判決後、損害額については、当事者間で合意できない場合のみ、改めて訴訟を提起する制度である（ドイツの例）。

これにより、特許権者側にとって、より低リスクで迅速な差し止めを行うことが期待される。

（2）アミカス・ブリーフ制度

■現状

訴訟においては、当事者主張・立証主義を前

提としており、第三者が提出した意見をもとに判断を下すことはなかった。専門性が高く新しい分野である知財において、当事者の主張のみからでは妥当な判断を行ふための判断材料が十分とはいえないケースがある。

■制度概要

原則として、全当事者の合意があるか裁判所の許可を受けた上で、当事者以外の第三者が、係属中の事件についての情報又は意見を裁判所に提出することができる制度である（アメリカの例）。

これにより、裁判所は、第三者からの情報又は意見を参考にして判決が出せることとなって、より妥当な判決を下すことができると期待される。

（3）アトニーズ・アイズ・オンライン制度

■現状

当事者同士が競合企業であることが多い知的財産権侵害訴訟の分野では、競合企業である相手当事者に対して、営業秘密を開示することに対する当事者の心理的抵抗が強いため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。

■制度概要

訴訟手続きにおいて、営業秘密を含む機密性の高い情報については、開示先を代理人のみに限定し、相手側当事者には開示しない制度である。

これにより、知的財産権侵害訴訟において、現状では証拠として提出することを躊躇うような営業秘密であっても証拠として提出することができると期待される。

（4）損害賠償制度の更なる見直し

■現状

知的財産権侵害に対して、権利者の生産・販売能力を超えた部分については、ライセンス料相当額しか損害賠償請求できず、極めて悪質な侵害者であっても不当な利益を得てしまうケースがある。

■制度概要

（懲罰的賠償制度）

故意侵害に対して、懲罰的に損害額以上（米国等では3倍）の金額を請求できる制度である。（利益吐き出し型賠償制度）

権利者が不実施の場合であっても、侵害者が侵害により得た利益は全て権利者に帰属させる制度である。

いずれの制度においても、侵害者の侵害し得をなくすることで侵害の抑止効果につながると期待される。

（5）代理人費用等の敗訴負担制度

■現状

中小企業からは、自らの権利を侵害されて訴訟を提起しても、代理人費用等の訴訟にかかる費用が負担になるため、結局、訴訟の提起を躊躇せざるを得ないといった声が聞かれる。民事訴訟法第61条では、訴訟費用の一部を敗訴者が負担する旨規定されているが、賠償額の1割程度であり、費用倒れとなっている。

よって、中小企業がせっかく技術を開発しても、知財権を取得・活用する意欲を大きく削がれてしまい、中小企業のイノベーション創出に悪影響を及ぼしかねない。

■制度概要

悪質な侵害について、代理人費用等を敗訴者が負担する割合を大幅に増やす制度である。

これによって、中小企業のような資金が少ない権利者であっても、悪質な侵害者に対して訴訟提起をしやすくなることが期待される。

3.まとめ

今後、法改正により新たに追加される可能性のある制度について紹介した。

いずれも権利者保護強化の視点から制定される制度であり、より一層、知的財産権の価値が高まるものと期待される。

詳細につきましては、特許庁のホームページをご覧ください。

カラー商標と白黒商標について（第1回　日本における取扱い）

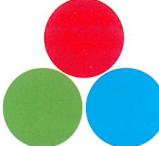
文：弁理士　荒船 博司

ロゴ商標を商標登録出願する際、カラーで出願するのがよいのか、それとも白黒（モノクロ）で出願するのがよいのか、よくご相談を頂戴します。弊所では、原則、ご使用予定の態様での出願をお勧めしておりますが、どの色で使用するか決まっていない場合や、様々なカラーバリエーションがあり得る場合は、出願予定国のプラクティスに合わせたご提案を行っております。今回から3回に分けて、お問い合わせの多い、日本・中国・欧州連合における色彩商標に関する取扱いをご紹介いたしますので、ご一読頂けますと幸いです。

<日本>

日本では、商標法第70条1項において、「色が違っていても、①その登録商標に類似する場合であって、②色彩を同一にすれば登録商標と同一の商標の場合には、「登録商標」に含まれる」と規定されていますので、多くの場合、カラー・モノクロのどちらの出願・登録であっても大勢に影響はありません。しかし、商標法上、色彩も商標の構成要素の1つであるため（商標法第2条1項）、色違い商標が一律同一の商標と判断されるわけではなく、色彩の相違により非類似と判断されたケースもあります。実際に、色彩の相違が商標の類否判断に影響を与えた例として、以下のような事案があります。

(1) 異議 2004-90273

| 本件商標（登録第4757070号商標） | 引用商標 |
|---|--|
|  |  |

『両商標とも、3個の円を組み合わせるというごく単純な構成よりなる图形といえることからすると、各图形における色彩も、图形を構成する主要部として看者に強く印象付けられるというべきである。そうすると、両图形における色彩の相違が图形全体から受ける視覚上の印象に与える影響は大きいといわざるを得ないから、これらを時と処を異に離隔的に観察した場合においても、彼此見誤るおそれはないと判断するのが相当である。また、両商標は、称呼及び觀念においても相紛れるおそれはない。してみれば、本件商標は、引用商標と外観、称呼、觀念のいずれの点においても非類似のものといわなければならない。』と判断されています。

(2) 平成5年審判第10208号

| 本願商標（登録第1887221号商標） | 引用商標 |
|---|--|
|  |  |

『本願商標と引用商標の類否を検討するに、両者は、ともに横長楕円形の形状に円形の白抜きよりなるものであるところ、（…中略…）本願商標は黒色で示されているのに対し、引用商標は楕円の中央から左半分を赤で表示し、右半分を青で表示してなるものであるから、これに接する看者は、本願商標からは、黒塗り部分に強く注意を惹かれるのに対し、引用商標からは、その色彩、構成と共に白抜き円形部分に強く印象づけられるものというべきである。（…中略…）したがって、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び觀念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標』と判断されています。

以上より、単純な图形からなる商標などは、色彩の要素に重きが置かれ、色彩が違えば非類似と判断される場合があるといえます。よって、モノクロで出願・登録すれば全ての色違い商標もカバーできるのでOKと短絡的に判断するのではなく、

- 色彩が商標の重要な要素であり、色彩を強調したい場合
- 濃淡やグラデーション等、モノクロでは表現できない色彩を有する場合
- 色彩を付すことによりモノクロとは印象が変わる場合
- 単純な图形等の識別力を高めたい場合

などの際は、カラーでの出願を検討することが重要です。

なお、色彩が特徴的なロゴ商標をカラーで出願・登録すると、文字や図柄が異なる同じ色彩の商標に対しても禁止権行使できる場合もあり、モノクロで出願・登録するより有効なケースもあります。

次回は、中国における色彩商標に関する取扱いをご紹介いたします。お楽しみに。



海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

米国－101条特許適格性ガイドの更新

2019年1月7日より運用されている特許適格性についての審査ガイド（改訂版）が、2019年10月17日に更新されました。今回の更新は、多くのパブリックコメントを受けてなされたもので、これにより審査における各ステップの判断基準がより明確になりました。

前号でお伝えしたように、1月7日の改訂により、特許適格性の審査基準が緩和したと考えられています。今回の更新は、この流れを変えるものでは無いと思われます。一方で、新たな判断例がいくつか追加されており、出願人が自己の発明について審査結果を予測したり、その妥当性を判断するのに有用となりそうです。

米国－PTA（特許期間調整）の短縮

ファイナルアクション後の出願人の対応に起因するPTA（特許期間調整）の短縮に関して、2019年9月18日に連邦巡回区控訴裁判所による判決（Intra-Cellular Therapies, Inc. v. lancu）が下されました。本件の出願人は、ファイナルアクションに対して2回応答しており、1回目は拒絶に対する反論のみの応答、2回目は適法な補正を含む応答でした。USPTOは、1回目の応答から2回目の応答までの期間も、出願人の責任による遅延として、PTA（特許期間調整）を短縮しましたが、本判決では、このUSPTOの解釈が支持されました。

本判決により、ファイナルアクションに対する応

答のうち、審判請求やRCEを伴わない反論のみの応答は、PTAの短縮を止めるトリガーとはならないことが示されました。また、これは、AFCP 2.0 プログラムが適用されているかどうかに影響されないとされました。AFCP 2.0 プログラムにより、ファイナルアクションに対する応答の幅が広がりましたが、一方で出願人は、PTAの短縮により留意しなければならないことが示されました。

中国－特利審査指南の改正

中国の特利審査指南（特許審査基準）が改正され、2019年11月1日に施行されました。主な改正点は以下の通りです。

- ・分割出願において單一性違反を指摘された場合の、孫出願の時期的要件が明確にされました。
- ・GUI（グラフィカルユーザーインターフェース）についての規定が整備されました。
- ・技術常識の認定には、原則として引用文献（証拠）が提示されることとなりました。
- ・遅延審査の導入により、出願人は、意図的に登録を遅らせることが可能となりました。

インド－早期審査の適用範囲の拡大

インドの特許規則が改正され、2019年9月17日に施行されました。今回の改正により、早期審査を請求できる出願人として、新たにPPH（特許審査ハイウェイ）合意の対象となる出願人が追加されました。

現在、日印PPHは試行の開始に向けた準備の最終段階にあるとされていますが、今回の改正は、そのための法整備の一環であることから、いよいよ日印PPHの開始が近いと予想されます。インドでは審査の滞りが問題となっていることから、日印PPHによる日本出願人の利益は大きく、早期の開始が望まれています。

インド－2017～2018年度の統計データ

CGPDTM（インド特許意匠商標総局）より、2017～2018年度の特許統計データが発表されました。特許出願件数は約47900件で、前年度比5.3%増でした。このうち、外国からの出願は、約32300件でした。また、審査を受けた出願の数は、前年度比108%増と約2倍でした。特許となつた出願は約13000件で前年度比約33%増となつた一方、放棄となつた出願は約47700件で、前年度比57%増となりました。

インドにおける特許出願件数は、外国からの出願がほぼ横ばいであるのに対し、国内出願が増加を続けており、2017～2018年度もこの傾向に沿つたものとなりました。一方、審査件数は、昨年から一気に倍増しましたが、審査そのものは難化している傾向が伺えます。

インドネシア－維持年金債務者による新出願の審査を停止

最近、DGIP（インドネシア知的財産総局）は、特許出願人に対して、特許維持年金の債務を抱える場合には、債務が解消されるまでは特許出願の審査を停止し、また、新たな特許出願も認めないと通知しているようです。

インドネシアでは、2016年の法改正以前は、維持年金の未納により特許がみなし消滅となった場合、消滅前3年分の維持年金が特許権者の債務として残ってしまうという特異な規定が存在し、問題となっていました。これまでにDGIPは、このような元特許権者に対して、2019年8月16日までに債務を支払うよう要請をしましたが、債務の解消を目指して、新規出願を認めないという強硬な対策に出ているようです。

リツイートに関する諸問題

弁護士 中井 英登

1 はじめに

リツイートとは、ツイッターにおいて、誰かの気になるつぶやき（ツイート）を紹介（リツイート）したり、つぶやきにコメントを付けて紹介（コメント付きリツイート）したりする機能です（注1）。以下、リツイートに関し、現在、問題となっていることをご紹介します。

2 著作権等侵害

リツイートでは、オンラインリンクにより、リンク先のツイートの画像が、リンク元のタイムライン（自分が投稿したツイートとフォローしたユーザーのツイートが、一連の流れで表示される領域のこと）に自動的に表示されると同時に、フォロワーのタイムラインにも表示されます。そこで、リツイートをした者（以下「リツイート者」といいます。）が、無断で第三者の著作物である画像（以下「本件写真」といいます。）を含むツイートをリツイートしたとき、著作権（公衆送信権を含む公衆送信権、公衆送信権、複製権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権、名誉声望保持権）侵害の成否が問題となります。

この点、知財高裁平成30年4月25日判決（令和元年10月末日現在、上告審係属中）は、リツイートについて、著作権の侵害は認めませんでしたが、著作者人権のうち同一性保持権及び氏名表示権の侵害を認めました（注2）。

ここで、リツイート者の端末は、リンク元のサーバから受信したリンク元のタイムラインを構成する多種多様なデータ（ただし、本件写真の画像データを含みません。）と、リンク先のサーバから受信した本件写真の画像データを、端末上で自然に表示されるように、リンク元のサーバから受信したHTMLデータ等の指示に従い統合調整し（注3）、リンク元のタイムラインを表示します。

本判決は、上記の統合調整に際して、本件画像の形や大きさが異なることになり、又、著作権者の氏名が表示されなくなったことを以て、著作者人格権侵害を帰結しています。しかし、このようなトリミングは、フレームリンク（ウェブブラウザの表示部をいくつかのフレームに区切り、フレームごとに当該フレームと対応づけられたリンク先のウェブページを表示させる態様のリンク）又は埋め込み型リンク（フレームを設けないもの）を用いたことに併せ、必然的に生じるものと考えられます。最高裁がどのような判断を示すのか、興味深いところです。

3 名誉毀損

リツイートでは、誰がリツイートしたのかが表示されますが、元ツイートがそのまま表示されます。そのため、元ツイートに名誉毀損表現があつたとしても、ユーザーは、リツイート中の元ツイートをつぶやいたのは、元ツイートの投稿者であると理解するものと思われます（注4）。

しかし、大阪地裁令和元年9月12日判決は、リツイートが、批判、紹介を含む様々な目的で行われることを認めつつ、何らのコメントも付加せず元ツイートをそのまま引用するリツイートは、一般的のユーザーの普通の注意と読み方を基準とすれば、特段の事情の認められない限り、その内容に賛同する意思も併せて示されていると理解できる旨述べた上で、リツイート者に対する名誉毀損による損害賠償請求を認めました（注5）。

4 おわりに

リツイートは、情報拡散のため有効な機能ですが、著作権者から著作者人格権の侵害を主張され、または、元ツイートに名誉毀損表現があると、リツイート者も同様の責任を負う可能性があります。実名等でツイッターをされている方は、注意が必要です。

注1) リンクアップ著「ゼロからはじめるTwitterスマートガイド改訂2版」参照

注2) 本判決の詳細については、下記URLのウェブサイト参照

<https://bunkyo-kasuga.com/2019/09/16/titekaisan-20180425/>

注3) これは、オンラインリンク（ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンク）の特質によるものではなく、埋め込み型リンクの特質によるものです。なお、リンクの態様の定義については、平成29年6月経済産業省「電子商取引及び情報取引等に関する準則」142頁参照

注4) 松尾・山田著「最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務 第2版」349頁参照

注5) 判例秘書【L07450801】参照。

銀座界隈

てくてく グルメ



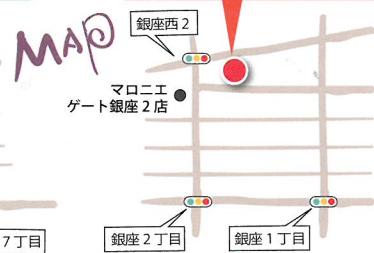
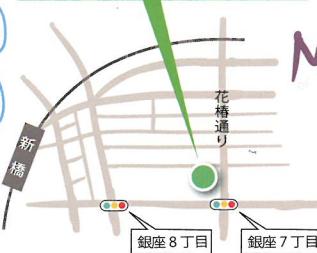
光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



とつておきのお店を
ご紹介いたします。

Bacana Demais
バッカーナ デマイス

ひつまぶし名古屋備長
マロニエゲート銀座1店



Bacana Demais バッカーナ デマイス

電話：03-6228-5627

住所：中央区銀座 8-8-1 第7セントラルビル B1



銀座7丁目交差点を曲がってすぐ、ビルの地下にあるシュラスコ食べ放題のお店。ピュッフェコーナーには種類豊富なサラダや温かい煮込み料理の数々、さらにはチョコフォンデュを含めたデザートまでが並べられている。お肉は焼き立てのものがテーブルまで運ばれてきて、目の前で食べる分を切り分けていただく斬新で楽しいスタイル。テーブルにはオリジナルのソースが用意されているが、それぞれのお肉に合った下味がついているためそのままでも十分にお肉自体の味わいを堪能できる。また、お料理だけではなく、お肉をサーブしてくださる店員さん達の気さくさも印象的で、このお店の人気な理由。気軽なランチから特別な日のディナーまで様々な用途にオススメ。(ランチは3,000円、ディナーは5,300円より※価格は税別)

■ 営業時間

【月～金】11:30～15:00(L.O.14:30)、17:30～23:00 (L.O.22:00)
【土】11:30～15:30(L.O.15:00)、17:30～23:00 (L.O.22:00)
【日・祝】11:30～15:30(L.O.15:00)、17:30～22:00 (L.O.21:30)

ひつまぶし名古屋備長マロニエゲート銀座1店

電話：050-5868-5508

住所：中央区銀座 2 丁目 2 番地 14 号 マロニエゲート 12 階



マロニエゲートのレストランフロアにある名古屋のひつまぶし。店内は高級感があり和の落ち着いた雰囲気で、大きな窓からの眺望が印象的。外はパリッと、中はユニークに焼き上げられた鰻は、タレとも相まって食べた瞬間に香ばしさが口の中に広がる。ご飯が1人前よりも多めによそわれていることもあり、最初は何もかけずにそのまま、2杯目はわさびとネギをのせて、最後は海苔と汁をかけてお茶漬け風に、と3種類のおいしさを味わえるのも魅力の1つ。ひつまぶしのお値段は香の物とお吸い物が付いて3,500円とリーズナブル。たまの自分へのご褒美として、上ひつまぶし(4,380円)を味わうのもよし、肝吸に変更(+150円)すれば鰻をさらに堪能できる。ちょっとした贅沢に足を運びたくなるお店。※価格は税別

■ 営業時間

ランチタイム 【全日共通】11:00～15:30 (L.O.15:00)
ディナータイム 【月～木・日・祝】17:00～23:00 (L.O.21:30)
【金・土・祝前日】17:00～23:00 (L.O.22:00)



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>